

平成29年度第12回庁議提案 審議・報告・その他
提出日：平成29年9月19日
担当部・課：産業部商工課〔内線3523〕

① 件名
石巻市事業復興型雇用創出事業の期間延長等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 東日本大震災の被災地域における、安定的な雇用と地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を新たに創出することを目的とし、国の実施要領に基づき平成25年度から事業を実施している。 平成29年3月に国の実施要領の一部が改正され、事業が1年間延長されることとなった。
【目的】 震災により離職を余儀なくされた方々の生活の安定を図り、地域の復興を支えるもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 緊急雇用創出事業実施要領（厚生労働省） 事業復興型雇用創出事業実施要領（厚生労働省） 石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号） 石巻市事業復興型雇用創出助成金交付要綱（平成25年石巻市告示第211号） 石巻市事業復興型雇用創出助成金（新型）交付要綱（平成27年石巻市告示第298号） 石巻市事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）交付要綱（平成28年石巻市告示第283号）
【震災復興基本計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無】 施行大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す 3 職の再建 （1）雇用の維持と創出
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成25年6月 石巻市事業復興型雇用創出助成金交付要綱の制定 平成29年3月 事業復興型雇用創出事業実施要領の一部改正 平成25年度の事業創設以来、毎年度、国から各自治体に対して事業の期限延長（及び拡充等）が示されている。国の実施要領の改正に基づき、各自治体においても、毎年度、交付要綱の改正及び新設を実施している。

⑤ 主な内容

各交付要綱の改正における要点は下記のとおり
(対象者や助成金額等の制度の根幹に係る変更は無し)

- 1 旧型交付要綱の主な変更点
 - ・雇用保険制度の改正に伴う高年齢被保険者の追加※平成29年度をもって旧型は制度終了(期限の延長なし)
- 2 新型交付要綱の主な変更点
 - ・制度の1年間延長に伴う期限延長
 - ・雇用保険制度の改正に伴う高年齢被保険者の追加
 - ・平成29年度については、対象事業者の新規申請は不可(対象労働者の追加は可)
- 3 中小企業型交付要綱の主な変更点
 - ・制度の1年間延長に伴う期限延長
 - ・雇用保険制度の改正に伴う高年齢被保険者の追加

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

産業政策と一体となって雇用面からの支援を行うことにより、震災により離職を余儀なくされた方々の生活の安定を図り、地域の復興を支えることができる。

【市財政への負担】

- (1) 平成29年度の見込みについて
補助対象人数：400人(平成25年度から平成28年度までを含む)
- (2) 平成29年度事業費：147,650,000円
(内訳) 委託料(事業運営管理費)：28,000,000円
助成金：119,650,000円
※県から全額補助金が交付される

⑦ 他の自治体の政策との比較

【宮城県内の事業実施自治体要綱改正及び新規制定状況】

- 1 宮城県は改正済
- 2 仙台市、多賀城市、塩釜市、気仙沼市、南三陸町、女川町は改正に向け調整中

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年 9月 石巻市事業復興型雇用創出助成金交付要綱の一部改正
(平成29年10月1日施行予定)
石巻市事業復興型雇用創出助成金(新型)交付要綱の一部改正
(平成29年10月1日施行予定)
石巻市事業復興型雇用創出助成金(中小企業型)交付要綱の一部改正
(平成29年10月1日施行予定)
対象者事業主へ市報・HP等で周知
平成29年10月 受付開始